

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回枚方市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和2年2月4日（火） 15時00分から 15時45分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者	井上委員、小川委員、川島委員、川原委員、妹尾委員、染林委員、高瀬委員、 玉越委員、中村委員、村上委員、森川委員、小山副市長
欠 席 者	清水委員、松尾委員、南委員、三宅委員
案 件 名	<p>【案件】</p> <p>(1) 会長・副会長の選出について</p> <p>(2) 審査部会の設置及び部会委員の指名について</p> <p>【報告案件】</p> <p>(1) 枚方市空き家等対策計画の進捗状況について</p> <p>(2) 空き家補助制度の創設について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p>
提出された資料等の 名 称	<p>資料1 枚方市空家等対策計画の主な取り組み実績について</p> <p>資料2 空き家補助制度の創設について</p> <p>資料3 今後のスケジュール（案）</p> <p>参考資料1 枚方市空家等対策協議会構成委員名簿</p> <p>参考資料2 枚方市空家等対策計画（冊子）</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・村上委員を会長に、高瀬委員を副会長に選出した。 ・特定空家等及び特定空き地等への対処に関して、随時、調査審議する必要があることから、審査部会を常時設置することとし、会長から部会委員の指名を行った。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1
所管部署（事務局）	環境部 環境保全課

審 議 内 容

1 開 会

事務局：只今から令和元年度第 1 回枚方市空家等対策協議会を開催いたします。現時点におきまして、委員改選後、初めての協議会となります。会長・副会長が選任されるまで、事務局で議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず始めに、本日は 12 名の委員のご出席をいただいております、枚方市空家等対策協議会規約第 3 条第 2 項の規定に基づき、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。また、案件に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 枚方市空家等対策計画の主な取り組み実績について

資料 2 空き家補助制度の創設について

資料 3 今後のスケジュール（案）

参考資料 1 枚方市空家等対策協議会構成委員名簿

参考資料 2 枚方市空家等対策計画（冊子）

過不足等はありませんでしょうか。

案件 1 会長・副会長の選出について

事務局：それでは、案件 1「会長・副会長の選出」に移りたいと思います。参考資料 2 の 63 ページをご覧ください。枚方市空家等対策協議会規約第 2 条第 2 項の規定に基づき、会長・副会長の選出については、委員の互選によるものとしています。委員の皆様、立候補やご推薦はございますでしょうか。

委 員：会長に村上委員を、副会長に高瀬委員を推薦させていただきたいと思います。前回の任期においても、会長・副会長を務めていただき、協議会の取りまとめにご尽力いただきましたので、適任ではないかと考えております。

事務局：ただいま、会長に村会委員を、副会長に高瀬委員をご推薦いただきました。委員の皆様、ご異議等がなければ、拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

【拍手】

事務局：ご承認ありがとうございます。それでは、村上委員に会長を、高瀬委員に副会長をお願いしたいと思います。お手数ですが、席の移動をお願いします。

【席の移動】

事務局：それでは、これからの議事については、村上会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：ただいま会長を拝命いたしました村上です。皆様とご一緒に協議会を円滑に運営してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の公開、非公開についての取り決めを行いたいと思います。枚方市空家等対策協議会規約第 4 条に基づき、会議については公開するという形で運営してまいりたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長：それでは、会議は公開する形で運営させていただきます。まず、傍聴者の確認を行いましたと思います。本日傍聴希望の方はおられますか。

事務局：1名おられます。

会 長：傍聴希望者の傍聴を承認します。

【傍聴者入室】

会 長：傍聴者にお伝えします。本日配布させていただきました「傍聴にあたって」の内容を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。また、配布資料については、閲覧用になりますので、ご退出される際には事務局へ返却をお願いいたします。

案件2 審査部会の設置及び部会委員の指名について

会 長：それでは、案件2「審査部会の設置及び部会委員の指名」に移りたいと思います。本協議会では、市長の諮問に応じて調査審議を行う場合、部会を設置するよう枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例に規定されております。特に、本協議会の担当事務である個別の特定空家等及び特定空き地等への対処に関することにつきましては、随時、調査審議する必要があることから、この審議を行う部会を「審査部会」と名づけ、常時設置することといたします。なお、部会に属すべき委員の指名につきましては、枚方市空家等対策協議会規約第5条に基づきまして、会長が指名することとなっておりますので、僭越ではございますが、会長の私から指名させていただきます。審査部会委員の指名の考え方といたしましては、特定空家等に該当する状態とされる4つの項目につきまして、専門性を有する委員や、民法・行政法など関係する法令につきまして、専門性を有する委員に審査部会に入らせていただきまして、諮問された空家等や空き地等が特定空家等や特定空き地等に該当するか否かなどの判断につきまして、御審議いただきたいと考えております。それでは指名させていただきます。

【委員の指名】

※本協議会后開催された審査部会において、会議は非公開で開催することとなったため、委員名を省略

指名させていただいた委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

報告案件1 枚方市空家等対策計画の進捗状況について

会 長：それでは、報告案件1「枚方市空家等対策計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料1により説明】

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見等はございますか。

委 員：3ページの空き家・空き地の活用の仕組みの公共課題の解決に向けたマッチングの事業として、意向調査を再度13件に対して実施し、8件の回答をいただいたとありますが、調査内容と回答内容の概略を教えてくださいよろしいでしょうか。

事務局：前回の意向調査で公共的利活用に協力してもよいと回答いただいた方に対して、現時点での建物についての考え方や、公共的利活用に引き続き協力してもよいと勘げえてい

るのかなどについて、追跡調査を行いました。前回の調査から今回の追跡調査の間に、新たに利活用の予定が決まった方や、引き続きお話を聞いてもよいという方など、状況が変化しているものもございました。

委員：公共的利活用とは具体的にどのような内容でしょうか。

事務局：例えば、障がい者の就労支援施設やグループホームなどといった拠点の要望がありました。しかしながら、建物の状況や駐車場の有無、前面道路の状況など、双方の条件がなかなかマッチしないというのが現状です。

委員：市が仲介されたわけではなく、空き家の持ち主と提案された側が直接お話をされたということでしょうか。

事務局：それぞれ市に相談をいただき、双方の了解を得て連絡先などをお繋ぎしたという形です。

委員：わかりました。

会長：他にご意見はありますでしょうか。ないようですので、報告案件 1 については以上とします。

報告案件 2 空き家補助制度の創設について

会長：それでは、報告案件 2 「空き家補助制度の創設」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料 2 により説明】

会長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見等はございますか。

委員：まだ補助金の詳細については、検討を進めている段階でしょうか。

事務局：検討を進めているところで、令和 2 年度の運用開始を目指しております。

委員：自由に意見交換をできる場ということでご検討いただきたいことがあり、不動産流通業者の立場からすると、補助金額は最低 100 万円以上をお願いしたいと思います。これまでも他の自治体で 30 万円や 50 万円などの補助はあったかと思いますが、解体費用や活用などを考えると、動機づけにならないと感じております。100 万円あるということであれば、我々流通業界としても会員の皆様にもこのような補助制度があると PR できますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

会長：どうぞご検討よろしくお願いたします。

会長：この補助制度は条例や規則、要項などで定められるのでしょうか。

事務局：要綱で定める予定です。

会長：目的や要件などについては、これから詳細を決めていく予定でしょうか。

事務局：その通りで、現在詳細を詰めているところです。

委員：この補助制度の空き家にひらがなの「き」が入っていますが、法対象となる空家等以外にも補助の対象に加えるという意味でしょうか。

事務局：現在、詳細を詰めているところですが、「き」を入れた理由の一つとして、法律の空家等は概ね 1 年以上空き家状態であるかと思いますが、今回の補助では 1 年未満のものについても対象にしたいと考えており、「き」を入れさせていただきました。

報告案件3 今後のスケジュールについて

会 長：それでは、最後に「今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料3により説明】

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見等はございますか。ないようですので、最後に事務局から連絡事項はございますか。

事務局：本協議会終了後、本市条例に基づく特定空き地等に該当する恐れのある案件が1件あり、村上会長に対して諮問させていただきます。その諮問事項の調査審議を行うということで、本協議会終了後、第1回審査部会を開催させていただきたいと考えておりますので、部会委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長：ありがとうございました。それでは本日の協議会を閉会します。